

(公印省略)

由健増第0306001号  
令和2年3月6日

居宅介護支援事業者 各位

由布市長 相馬 尊重

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るケアマネジメントの臨時的な対応について（通知）

平素より由布市の介護保険事業にご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が国内各地で確認され、感染経路が特定できない症例が複数発生している等、高齢者福祉施設等においても更なる感染拡大防止の取組が必要な状況です。

そこで、感染の蔓延防止の観点から「やむを得ない事情」に該当するものとし、運営基準において開催が義務付けられているケアマネジメント業務について、新型コロナウイルスの感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間、下記のとおり取り扱いができるものとしめます。

なお、本通知の適用期間が終了する際には改めて通知いたしますので、この間適切な対応をして頂きますようお願いいたします。

記

1. サービス担当者会議について

各事業者へ電話等による照会を行うことで現状報告や専門的助言を求め、内容を支援経過等に記録することでサービス担当者会議の開催に代えることができます。その場合は支援者相互に情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報やケアプラン原案の内容を共有することに努めてください。

なお、開催が必要な場合には、参加者全員が手洗い・マスク着用等感染防止を徹底したうえで利用者の居宅を訪問するよう留意してください。

2. ケアプランの同意・署名について

内容について利用者へ電話等で説明して同意を得たことを支援経過等に記録し、署名に関しては本通知の適用期間終了後、速やかに利用者から得る等により対応してください。

3. モニタリングについて

利用者等へ電話等による状況把握を行い、その経過や内容を記録することでモニタリングの実施に代えることができます。

なお、本通知の適用期間終了後は、速やかに利用者との面接の上実施し、必要に応じてケアプランの見直しを検討してください。

問合せ先

由布市健康増進課 介護保険係

電話：097-582-1111（内線 2135）

Mail：kenko@yufu.city.oita.jp